

重要經濟法令及省令

第十八條 組合員の責任は第五條の規定に依る費用負擔の外其の出資額を限度とす
第十九條 商業組合は定款の定むる所に依り組合財産を以て其の債務を完了すること能はざる場合に於て組合の全員が其の出資額の外一定の金額(保證金額)を限度として責任を負担するものとなすことを得
第二十條 組合員は總組合員の五分一以上の同意を得て會議の目的たる事項及其の招集の理由を記載したる書面を理事に提出して總會の招集を請求することを得
第二十一條 商業組合には理事及監事を置くべし
理事及監事は總會に於て組合員中より之を選任す但し組合設立當時の理事及監事は創立總會に於て設立同意者の中より之を選任すべし特別の事由あるときは理事又は監事は組合員又は設立同意者に非ざる者より之を選任することを得
他の場合に於ては其の選任に付行政官廳の認可を受くべし

行政官廳の認可を受くべし
第一項の規定に依る役員の外定款の定むる所に依り他の役員を置くことを得
第二十二條 組合員は總會に於て各一個の議決権を有す但し定款の定むる所に依り一人に付議決権總數の十分の三を超えざる範圍内に於て出資口數に應じ二個以上の議決権を有せしむることを得
第二十三條 經費の一部を組合員に分賦する商業組合に在りては其の經費の收支豫算分賦收入方法の總會の議決を経て但し組合設立當時の經費の收支豫算及分賦收入方法は創立總會に於て之を議決すべし
前項の總會の議決は總組合員の半數以上出席し其の議決権の四分の三以上を以て之を爲すべし但し定款に別段の定めあるときは此の限りに在らず
第二十四條 組合員たる資格を有する者商業組合に加入せんとするときは組合は正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し又は其の加入を拒むことを得ず
第二十五條 組合員は命令の定むる所に依り一定の期間前に豫告を爲し商業組合の承諾を得たる場

合には事業年度の終りに於て脱退することを得
組合は正當の理由なくして前項の承諾を拒むことを得ず
第二十六條 行政官廳必要と認めるときは商業組合に對し經費の收支豫算其の分賦收入方法又は定款の変更を命ずることを得
第二十七條 組合の事業若し組合財産の状況に依り其の事業の繼續を困難なりと認めるとき又は組合の行爲が法令、定款若し行政官廳の命令に違反したるとき若し公益を害する虞あるときは行政官廳は左の處分を爲すことを得
一、總會の決議の取消
二、役員又は清算人の解任
三、組合の事業の停止
四、組合の解散
第二十八條 商業組合聯合會は所屬の商業組合及商業組合聯合會の共同の目的を達する爲之を設立することを得
聯合會は商業組合又は商業組合聯合會を以て之を組織す
聯合會は法人とす
第二十九條 商業組合聯合會を設立せんとするときは命令の定むる所に依り所屬の各組合及聯合會に於て選任したる創立委員を以て

創立總會を開き定款其の他必要なる事項を定め役員を選任し行政官廳の認可を受くべし
第三十條 創立委員會に於ける議決及役員を選任は創立委員總數の三分の二以上の同意を以て之を爲す
第十四條の規定は創立委員に付之を準用す
第三十一條 商業組合聯合會の理事及監事は總會に於て所屬の組合及聯合會の理事及監事の中より之を選任す但し聯合會設立當時の理事及監事は創立委員會に於て之を選任すべし
特別の事由あるときは理事及監事は所屬の組合及聯合會の理事又は監事に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ては其の選任に付行政官廳の認可を受くべし
第三十二條 商業組合に關する規定は第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第三十八條の二の規定を除くの外商業組合聯合會に付之を準用す但し第三條中組合員とあるは所屬の組合、聯合會及組合員とす
第三十三條 設立の登記は理事及監事の全員の申請に因りて之を爲すべし

一〇一四

申請書には定款及創立總會、總會又は創立委員會の決議録、出資の總口數を證する書面、出資の第一回の拂込ありたることを證する書面並に理事及監事の資格を證する書面を添附すべし
第三十四條 事務所の新設、移轉其他登記事項の變更の登記は理事又は清算人の申請に因りて之を爲すべし但し合併又は出資一口の金額若し保證金額の減少に因る變更の登記は理事及監事の全員より之を爲すべし
申請書には申請人の資格を證する書面及登記事項の變更を證する書面を添附すべし但し前に登記の申請を爲したる申請人が同一登記所に前項の申請を爲す場合に於ては其の資格を證する書面を添附することを要せず出資一口の金額又は保證金額の減少の登記申請書には前項に規定する書面の外本法に依り催告を爲したること及異議を述べたる債権者ある場合に於ては之に對し辨濟を爲し又は擔保を供したることを證する書面を添附すべし
第三十五條 解散の登記は合併に依る解散の場合に於ては解散たるとき理事及監事の全員其他

の場合に於ては清算人の申請に依りて之を爲すべし
申請書には解散の事由を證する書面及理事が清算人たる場合に於ては申請人の資格を證する書面を添附すべし
前條の第三項の規定は合併に因る解散の登記の申請に付之を準用す商業組合が命令に因りて解散したるときは登記所は行政官廳の囑託に因りて登記を爲すべし
第三十六條 清算終了の登記は清算人の申請に因りて之を爲すべし
第三十七條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條、非訴事件手續法第三十八條、第三百三十八條の三、第四百一十一條乃至第四百一十八條、第四百五十四條乃至第四百五十八條、第四百六十五條、第四百七十五條、第四百七十六條及第四百七十八條並に産業組合法第五條、第六條、第十條、第十一條第一項、第

十二條、第十八條乃至第二十二條第二十四條、第二十六條乃至第三十一條の二、第三十三條、第三十四條の二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十八條の二乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條、第六十四條の二、第六十二條(の第一項第四號を除く)、第六十三條第一項、第六十三條の二乃至第六十五條、第六十六條第一項第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條の三、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十七條第三項、第七十八條、第九十六條、第九十七條及第四百四條の規定は商業組合に付之を準用す但し民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間とあるは之を二週間とし産業組合法中主務大臣、地方長官又は監督官廳とあるは之を行政官廳とす
第三十八條 左の場合に於ては商業組合の理事監事、又は清算人を十圓以上五百圓以下の過料に處す
一、本法に依り行政官廳の認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざるとき
二、本法に依る登記を爲すこと

を怠り又は不正の登記を爲したるとき
三、行政官廳又は總會若し總代會に對し不實の申立を爲し又は事實を隠蔽したるとき
四、本法に依り行政官廳の徴する報告を差出さず又は其の審査を拒み其他行政官廳の命令又は處分に從はざるるとき
五、本法に依る總會又は總代會の招集を怠りたるるとき
六、本法に依る事務所に備置すべき書類を備へざるとき、其の書類に記載すべき事項を記載せず若し不正の記載を爲したるとき又は正當の理由なくして其の閲覧を拒みたるるとき
七、本法に違反して組合員の持分を拂戻したるとき
八、本法に違反して組合が組合員の持分を取得し又は質權の目的として之を受けたるとき
九、本法に違反して破産の宣告を請求せざるとき
十、本法に違反して出資一口の金額若し保證金額を減少し、第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第五十八條の責任期間の短縮を爲し又は組合の合併を爲したるとき
一〇一五

重要經濟法令及省令



重要經濟法令及省令

第十七條 組合員は組合に對し... 第十八條 總會の決議に因る解散の認可申請書には總會の決議録の謄本...

重要輸出品取締法

(昭和十一年五月二十八日) 法律第二十六號

第一條 本法の適用を受ける重要輸出品の種類は命令を以て之を定む... 第二條 重要輸出品は命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受け検査を行ふ者(検査機關)の検査に合格したるものに非ざれば販賣の目的を以て之を輸出することを得ず...

認可を受けるべし 主務大臣必要と定むる時は検査員の選任又は解任を爲すことを得... 第六條 主務大臣は検査機關に對し検査施行上必要な施設を命じ、検査の状況に關し検査を爲し又は報告を爲さしめ其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得...

他の物件を検査せしむることを得... 第九條 重要輸出品の検査に關し第二條の命令の依り之に附したる検査機關の印章、記號又は證票は正當の理由なくして之を抹消し、除却し又は隠蔽することを不得... 第十條 前條の記號若し證票を不正に使用したる者、行使の目的を以て記號若し證票を偽造し若し變造したる者又は偽造若し變造の記號若し證票を使用したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す...

検査員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若し約束したるときは二年以下の懲役に處す... 第十三條 第二條、第三條又は第九條第二項の規定に違反して重要輸出品の輸出を爲し又は輸出を爲さんとしたる者は千圓以下の罰金に處す... 第十四條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す一、正當の理由なくして第八條

の組合員に非ざるして其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し其の組合の統制に従ふべきことを命ずる場合に於ては商工大臣は豫め組合、其の従ふべき事項及組合の統制に従ふべき者の資格を指定し之を告示す... 第二十二條 前條の規定に依り指定せられたる資格を有する者は其の指定に従ひ組合の統制に従ふことを要す但し特別の事由に因り商工大臣の認可を受けたる者は此の限りに在らず...

二、聯合會の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法... 三、引受ありたる出資の總口數... 四、商業組合法第三十二條の規定により準用したる同法第九條の聯合會に在りては引受ありたる保證金額の總額... 五、理事及監事の氏名及住所... 六、經費の一部を所屬の組合及聯合會に分賦する聯合會に在りては其の經費の初年度の收支豫算及分賦收入方法... 第二十六條 聯合會に加入し又は脱退したる者ありたるときは聯合會は遲滞なく其の氏名又は名稱及住所を地方長官(地區が道府縣の區域を越ゆる聯合會に關する場合は商工大臣)に届出づべし...

於て行政官廳と稱するは商工大臣とす... 第二十一條 第二十六條及第三十一條並に第三十七條の規定に依り準用したる民法第五十九條、産業組合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地區が道府縣の區域を越ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣とす... 第二十九條 本則中地方長官と稱するは別段の定ある場合を除くの外主たる事務所所在地の地方長官とす... 第三十條 組合又は聯合會より商工大臣に差出すべき書面は地方長官を経由すべし

重要經濟法令及省令

の規定に依る當該官吏の臨檢  
檢査、搜索若は差押を拒み、  
妨げ若は忌避し又は其の尋問  
に對し答辯を爲さず若は虚偽  
の陳述を爲したる者

二、第九條第一項の規定に違反  
したる者

第十五條 重要輸出品に關する  
業を爲す者は其の代理人、戸主、  
家族、同居者、雇人其の他の從業  
者が其の業務に關し第十三條第一  
項の罪を犯したるときは自己の指  
揮に出でざるの故を以て其の處罰  
を免るることを得ず

第十六條 本法又は本法に基き  
て發する命令に依り適用すべき罰  
則は其の者が法人なるときは理事  
取締役其の他の法人の業務を執行  
する役員に、未成年者又は禁治産  
者なるときは其の法定代理人に之  
を適用す但し營業に關し成年者と  
同一の能力を有する未成年者に付  
ては此の限に在らず

第十七條 左の場合に於ては檢  
査機關の役員を十圓以上五百圓以  
下の過料に處す  
一、本法に依り主務大臣の認可  
を受くべき事項を認可を受け  
ずして爲したるとき  
二、本法に依る主務大臣の命令

又は處分に從はざるとき  
非訟事件手續法第二百六條乃至第  
二百八條の規定は前項の過料に之  
を準用す

第十八條 輸出の目的を以て爲  
す重要輸出品の移出に付ては勅令  
の定むる所に依り本法の全部又は  
一部を準用することを得

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を  
定む  
本法施行の際現に重要輸出品取締  
規則に依り認可を受け檢査を行ふ  
工業組合、工業組合聯合會、重要  
物産同業組合、重要物産同業組合  
聯合會又は公益法人にして重要輸  
出品の檢査を行ふ者は命令の定む  
る所に依り第二條の認可を受けた  
ものと看做す

前項の規定に依る檢査機關の重要  
輸出品に關する檢査員又は其の服  
務に關する規程にして本法施行の  
際現に存するものは命令の定むる  
所に依り第五條の認可を受けたる  
ものと看做す

本法施行前に重要輸出品取締規則  
に依る檢査に合格したる重要輸出  
品は命令の定むる所に依り第二條  
の檢査に合格したるものと看做す  
第三條の規定は本法施行前に前項

の重要輸出品の輸出に付關稅法第  
三十一條の免許を受けたる者が其  
の重要輸出品の輸出を爲さんとす  
る場合には之を適用せず

重要輸出品取締法  
規則

(昭和十一年九月二十  
六日商工省令第八號)

第一條 重要輸出品取締法第一  
條の重要輸出品の種類左の如し  
一、製帽用眞田(麻、麥稈又は  
經木を主要材料として編成し  
たるもの)

- 一、燐寸
- 二、硝子製品中燵、食器、食料  
容器、火屋、ランプ笠、ラン  
プ油壺、模造眞珠、光球、腕  
環試驗管、ビーカー、フラス  
コ、漏斗
- 三、珪瑯鐵器(鐵板を以て製し  
たるもの)
- 四、珪瑯鐵器(鐵板を以て製し  
たるもの)
- 五、莫大小製品中肌衣、手袋、  
靴下首卷、腹卷及ジャケツ其  
他の外衣
- 六、刷子
- 七、セルロイド製品中櫛及長又  
は直徑十厘を越ゆる玩具
- 八、鉛筆(色心のものを含む)並  
に同鞘及同心

一〇二〇

九、綿織物(綿絲以外の絲類を  
總經緯絲數の三分の一未満交  
織したるもの及人絹絲を以て  
總經緯絲數の三分の一未満交  
織したるものと組合せ輸出す  
るものにして柄合の關係上人  
造絹絲を總經緯絲數三分の一  
以上交織したるものを含む)

- 中綿縮綿織、綿フランネル、  
綿ポプリン、綿小倉織、綿三  
綾、綿サロン(染色したるもの  
を除く)、細綾綿布、變り綾  
綿布、斜綾綿布(太綾綿布を  
除く)、綿縞子(五枚又は八枚の  
經縞子以外のものを除く)、綿  
縞布、色絲又は晒絲を以て製  
織したる綿布、無地染綿布、  
捺染綿布、綿縞帶子但し綿サ  
ロンにして幅二十吋未満のもの  
及長五十吋未満のもの並に  
綿サロン及綿縞帶子以外のもの  
にして幅十八吋未満のもの  
及長六碼未満のものを除く)
- 十、人造眞珠(硝子又は貝殼の  
外部に魚鱗を塗布したるもの)
- 十一、自轉車及同部分品(タイ  
ヤ及チューブを除く)
- 十二、綿毛布(人造絹と綿との  
混紡絲を交織したるものを含

む)及同生地 幅二十八吋未滿  
のもの及長三十六吋未滿のもの  
を除く)

十三、ゴム靴(ゴム底布靴及オ  
ーパージュズを含む)並に  
同甲被及同底

十四、電球

十五、フェルト帽子及同帽體

十六、ゴム玩具及ゴム運動具

十七、綿タオル(綿絲以外の絲  
類を總經緯絲數の三分の一未  
滿交織したるものを含む)

十八、自轉車(リヤカー及三輪  
車を含む)用中空ゴムタイヤ  
及チューブ(車輪の直徑三百四  
十未満の自轉車用のものを除  
く)

第二條 法人たる組合若は其の  
聯合會又は公益法人に非ざる者は  
重要輸出品取締法第二條の檢査機  
關たることを得ず

第三條 重要輸出品取締法第二  
條の認可は重要輸出品の種類毎に  
之を爲す

第四條 重要品取締法第二條の  
認可を受けんとするものは認可書  
に左に掲ぐる書類を添附し之を商  
工大臣に提出すべし

一、定款

二、檢査に關する規定(檢査規  
重要經濟法令及省令

程)

三、檢査設備に關する事項を記  
載したる書面

四、檢査に關する收支豫算書  
前項の認可申請書には檢査開始の  
豫定年月日を記載すべし

第五條 商工大臣重要輸出品取  
締法第二條の認可を爲したるとき  
は檢査機關に付左に掲げる事項を  
告示したる事項に變更ありたる時  
亦同じ

一、名稱及住所

二、檢査場の名稱及位置

三、檢査を行ふ重要輸出品の種  
類及品種

四、檢査に關し使用する印章、  
記號又は證票

五、檢査開始の年月日

六、認可の年月日

- 一、檢査を行ふ重要輸出品の種  
類及品種
- 二、檢査の場所に關する事項
- 三、檢査施行の時間及休日に関  
する事項
- 四、檢査請求の手續に關する事  
項
- 五、檢査標準に關する事項
- 六、檢査方法に關する事項
- 七、供試料品の採取に關する事  
項
- 八、檢査に關し使用する印章、  
記號又は證票に關する事項
- 九、再檢査に關する事項
- 十、不合格品の處置に關する事  
項
- 十一、檢査手數料に關する事項
- 十二、前各號の外檢査に關し必  
要なる事項
- 第七條 檢査機關檢査規程を變  
更せんとするときは商工大臣の認  
可を受くべし
- 第八條 檢査は檢査機關の檢査  
場に於て之を行ふべし但し商工大  
臣の認可を受け檢査機關の檢査場  
以外の場所に於て行ふことを得  
第九條 檢査の結果は之を合格  
及不合格に分つ
- 合格又は不合格は別に定むる檢査  
標準に依り之を決定す
- 檢査合格品には檢査規定の定むる  
處に依り等級を附することを得
- 第十條 檢査機關檢査上必要と  
認むるときは檢査品の一部を採取  
し之に依り檢査を行ふことを得
- 第十一條 檢査機關は檢査合格

- 品又は其の内装に合格を證する印  
章、記號又は商票を附すべし
- 第十二條 檢査合格品を切斷し  
又は之に加工したるときは其の檢  
査は效力を失ふ
- 檢査機關は檢査規程の定むる所に  
依り檢査の日より一定の期間を經  
過したる合格品に付其の檢査の效  
力を失はしむることを得
- 第十三條 檢査機關は檢査に關  
し公正ならざる取扱を爲し又は正  
當の事由なくして檢査を拒むこと  
を得ず
- 第十四條 檢査機關檢査を休止  
し又は廢止せんとするときは左に  
掲ぐる事項を記載したる認可申請  
書を商工大臣に提出すべし
- 一、休止又は廢止の重要輸出品  
の種類又は品種
- 二、休止又は廢止の檢査場の名  
稱及位置
- 三、休止の期間又は廢止の年月  
日
- 四、休止又は廢止の事由

檢査機關天災其の他已むを得ざる  
事由に因り檢査を休止したるとき  
は遲滞なく前項の各號に掲ぐる事  
項を商工大臣に届出づべし

商工大臣檢査の休止若は廢止の認  
可を爲し又は前項の届出を受理し

重要經濟法令及省令

たるときは當該検査機關に付第一項各號に掲ぐる事由を告示す
第十五條 検査に合格せざる重要輸出品と雖も其の用途、仕向地其の他の事情に依り當該重要輸出品の聲價を害する虞れなきときは商工大臣の許可を受け之を輸出することを得
第十六條 確實なる信用を有する工業者其の製造したる重要輸出品に第十七條の申請書に記載したる登録商標を使用する場合に於て商工大臣公益上支障なしと認むるときは重要輸出品取締法第二條の検査の免除を爲すことを得
第十七條 前條の免除を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし
一、氏名又は名稱及住所
二、當該重要輸出品の品種及規格
三、當該重要輸出品の製造に關する設備の概要
四、最近五ヶ年間に於ける當該重要輸出品の製造數量及輸出數量
五、當該重要輸出品の主なる仕向地並に其の海外に於ける取扱者の氏名又は名稱及住所

六、當該重要輸出品に使用する登録商標並に其の登録番號及登録年月日
七、當該登録商標が當該重要輸出品の仕向地に於ても登録せられたるものなるときは其の登録番號及登録年月日
前項の申請書には當該登録商標が之を使用したる當該重要輸出品の海外に於ける取引者又は需要者の間に廣く認識せらるる事實を證する書面及現品見本を添附すべし
第一項第一號に掲ぐる事項を變更したるときは遅滞なく商工大臣に届出づべし
第十八條 商工大臣第十六條の免除を爲したるときは工業者に付左に掲ぐる事項を告示したる事項に變更ありたるとき亦同じ
一、氏名又は名稱及住所
二、當該重要輸出品の品種及規格
三、當該重要輸出品に使用する登録商標及其の登録番號
第十九條 商工大臣公益上必要と認むるとき又は第十六條の免除を受けたる者の行爲法令に違反し若しくは信用を毀損するものと認むるときは第十六條の免除を取消すことを得

第二十條 検査員の服務に關する規程(検査員服務規程)には左に掲ぐる事項を記載すべし
一、検査員の職制に關する事項
二、検査員の資格及任免に關する事項
三、検査員の給與に關する事項
四、検査員の服務紀律に關する事項
五、検査員の懲戒に關する事項
第二十一條 検査機關は検査の施行を統轄せしむる爲検査員中より検査長を選任し商工大臣に届出づべし検査長は検査機關の役員に對し検査の施行に關し意見を述べることを得検査長前項の規定に依り意見を述べるときは遅滞なく其の概要を記載したる書面を商工大臣に提出すべし
商工大臣必要と認むるときは検査長の解任を命ずることを得
第二十二條 検査機關と特別の事由ある場合を除くの外検査員をして検査以外の事務に従事せしむることを得ず
第二十三條 検査機關重要輸出品取締法第五條第二項の認可を受けたるときは認可申請書に選任に在りては検査員の履歴書及検査長の意見書を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十四條 検査機關検査員の職務の停止、減額其の他の懲戒を爲さんとするときは商工大臣の認可を受くべし
前項の認可申請書には懲戒の事由を記載したる書面及検査長の意見書を添附すべし
第二十五條 検査機關検査設備を變更したるときは遅滞なく商工大臣に届出づべし
第二十六條 検査機關は毎月検査成績報告書を作成し之を翌月十日迄に商工大臣に提出すべし
第二十七條 検査機關は重要輸出品の検査に關する収入支出を他の事業に關する會計と區分し整理すべし
第二十八條 検査機關は毎事業年度開始の二月前迄に検査に關する收支豫算を商工大臣に届出づべし
検査機關前項の規定に依り届出でたる收支豫算を變更したるときは遅滞なく商工大臣に届出づべし
第二十九條 検査機關は毎事業年度終了後三月以内に検査に關する收支決算書及検査事業報告書を商工大臣に提出すべし
第三十條 販賣の目的を以て重

要輸出品の輸出を爲さんとする者は其の重要輸出品が重要輸出品取締法第二條の規定に從ひて輸出せらるるものなることに付税關の検査を受くべし但し郵便なるときは此の限に在らず
第三十一條 前條の検査を受けんとする者は輸出申告又は積戻申告と同時に様式第一號の検査申請書を税關に提出すべし
前項の検査を受けんとする者第十五條の許可を受け輸出するものなるときは前項の申請書に許可ありたることを證する書面を添附すべし
第三十二條 前條の申請を爲したる者は當該官吏の指揮に從ひ検査を受くべき物又は受けたる物の運搬、荷解、荷造其の他處置を爲すべし
第三十三條 税關検査の結果重要輸出品が重要輸出品取締法第二條の規定に從ひて輸出せらるるものなることを認むるときは其の旨を表示する印章を輸出免狀又は積戻免狀及検査申請書に捺すべし
第三十四條 重要輸出品取締法第八條第三項の規定に依り準用する間接國稅犯則者處分法第四條の證票は様式第二號に依る

第三十五條 間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條の規定は重要輸出品取締法第八條第一項第二項の規定に依る臨検、尋問、搜索及差押に之を準用す
附則
本則は重要輸出品取締法施行の日より之を施行す
重要輸出品取締規則は之を廢止す本則施行の際現に重要輸出品取締規則に依り認可を受けたる工業組合、工業組合聯合會、重要物産同業組合、重要物産同業聯合會、又は公益法人にして重要輸出品の検査を行ふ者は本則施行の日より一年を限り重要輸出品取締法第二條の認可を受けたるものと看做す
前項に掲ぐる者前項の期間内に重要輸出品取締法第二條の認可を申請したる場合に於て其の申請に對する認可又は不認可の處分の日迄亦前項に同じ
第三條の規定に依る検査機關は本則施行の日より二週間以内に其の定款及検査規程を商工大臣に提出すべし第五條の規定は商工大臣前項の書類を受理したる場合に之を準用す

第三項の規定に依る検査機關は本則施行の日より二週間以内に重要輸出品取締法附則第三項の規定に依る検査員の氏名及履歴書並に検査員服務規程を商工大臣に届出づべし
本則施行前に重要輸出品取締規則に依る検査に合格したる重要輸出品は本則施行の日より六月を限り重要輸出品取締法第二條の検査に合格したるものと看做す
重要輸出品取締法施行期日
(昭和十一年九月二十四日)
(勅令第三百五十五號)
重要輸出品取締法は昭和十一年十月十五日より之を施行す

輸出補償法

第一條 政府は本法施行地内に住所又は營業所を有する者が内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生産、製造又は加工せられたる商品を本法施行地より主務大臣の指定する地域に輸出する爲振出したる荷爲替手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し帝國議會の協賛を経たる金額の範圍内に於て其の損失の百分の七十を限度とし之を補償するの契約を爲すことを得
第二條 前條の契約を爲したる銀行が其の契約に基き荷爲替手形を買取りたるときは命令の定むる所に依り補償料を政府に納付すべし
(昭和五年五月十六日)
(法律第六號)

第三條 第一條の損失は銀行が荷爲替手形の満期日に支拂を受くこと能はざりし金額より左の各號に掲ぐる金額を控除したるものとす

一、荷爲替手形に付擔保あるときは其の處分に依りて得たる金額(第五條の場合に於ては其の手形の附屬荷物のみの處分に依りて得たる金額)より其の處分の爲支出したる費用を控除したる殘額

二、満期日に支拂を受くること能はざりし金額に付補償前に全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額

第四條 銀行は補償を受けたるときは其の手形に付き遲滞なく償還請求權其の他の手形上の權利を行使すべし但し其の權利の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるるときは主務大臣の認可を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

第七條 銀行は左の荷爲替手形を補償手形として買取ることを得ず

一、一覽後定期拂の手形に在りては満期日が一覽後四月を超ゆるもの

二、一覽拂及一覽後定期拂の手形以外の手形に在りては満期日が振出の日より六月を超ゆるもの

三、額面金額が附屬荷物の發送の地又時に於ける其の價額に到達地までの運賃、保険料其の他の費用を加算したる金額又は附屬荷物の契約價額を超ゆるもの

四、附屬荷物の保險價額の全部を保險に付せざるもの但し荷受人に於て其の金額を保險に付すべき旨の契約ある場合は此の限に在らず

五、内地に住所又は營業所を有する者が内地より商品を生産する爲振出したる手形に非ざるもの

第八條 銀行は補償手形が買取られんとする場合に於て振出人の住所若し營業所又は附屬荷物の生産、製造若し加工せられる地域に付輸出補償法第一條に該當せざる

重要經濟法令及省令

を控除したる殘額を政府に納付すべし

第五條 第一條の契約に於て左の各號に該當する定を爲したるときは前條の規定は之を適用せず但し償還請求權以外の手形上の權利の行使及其の行使に依りて得たる金額の處分に付いては此の限に在らず

一、荷爲替手形の振出人及支拂人が命令を以て定むる資格を有し其の手形が注文に依り商品を生産する爲振出されたる場合に限り損失補償を爲すこと

二、損失補償の割合が百分の六十を超へざることを得

三、銀行が損失補償金に相當する金額に付償還の請求を爲さざることを得

第六條 第一條の契約を爲したる銀行が本法若しは本法に基きて發する命令又は契約に違反したるときは政府は契約を解除し、損失の全部若し一部に付補償を爲さず又は損失補償金の全部若し一部の返還を命ずることを得

第七條 主務大臣必要ありと認むるときは政府は商品を生産したる爲受取りたる約束手形を銀行が買取らざることを得

第九條 銀行が補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる届書に其の手形、之に附屬せる船荷證券(休日を除く)を算入せず以下同じに之を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類

二、手形の番號

三、銀行が手形を買取りたる年月日及營業所の名稱

四、手形の額面金額

五、手形の振出人の氏名又は商號及住所又營業所

六、手形の支拂人の氏名又は商號及住所又營業所

七、附屬荷物の生産、製造又は加工せられたる地域

八、附屬荷物以外の擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

九、満期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

第十條 補償手形を買取りたる銀行は補償料を歳入徴收官の指定する期日までに其の指定する日本銀行の本店、支店又は代理店に納付すべし

買取らざるに因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し之を補償するの契約を爲すことを得

前項の場合に於ては第一條乃至前條の規定を準用す

附則 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

輸出補償法施行期日

(昭和五年七月三十日)

(勅令第四百四十四號)

輸出補償法は昭和五年八月一日より之を施行す

輸出補償法施行規則

(昭和五年七月三十一日)

(省令第七號)

(昭和七年一月十四日)

(省令第一號改正)

(昭和七年三月三十一日)

(省令第二號改正)

(昭和八年四月一日)

(省令第一號改正)

(昭和九年十二月十一日)

(省令第十九號改正)

第一章 荷爲替手形に關する補償契約

第一節 總則

第一條 輸出補償法第一條の契約は甲種補償契約及乙種補償契約の二種とす

第十一條 銀行は補償手形が引受ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形(以下引受渡條件の手形と稱す)の場合に於ては引受前に、支拂ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形(以下支拂渡條件の手形と稱す)の場合に於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず

第十二條 補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付左の事項を遅滞なく商工大臣に届出づべし

一、引受拒絶ありたるときは其の事實及年月日

二、全部又は一部の支拂ありたるときは其の事實、金額及年月日

三、支拂人の信用状態著しく變化し支拂に支障を生ずる虞れありと認めらるるときは其の事實

第十三條 補償手形を買取りたる銀行は其の手形を讓渡することを得ず

第十四條 銀行の政府に對する損失補償の請求は其の手形の満期日六月以内に之を爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此

第二條 政府と補償契約を爲すことを得る銀行は内地に本店を有するもの又は朝鮮、臺灣若しは樺太に本店を有し且内地に支店を有するものとす

第三條 政府と補償契約を爲さんとする銀行は毎年商工大臣の指定する期日までに左の事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類

二、補償契約の各種類に付ての損失補償金額の限度

三、補償を受けることを得べき荷爲替手形(以下補償手形と稱す)を買取るべき營業所の名稱及位置

第四條 政府が銀行と補償契約を爲したるときは商工大臣は其の銀行が補償手形を買取るべき營業所の名稱及位置並に補償契約の種類を告示又告示したる事項に變更ありたるるとき亦同じ

第五條 銀行が補償手形を買取るときを得る期間は補償契約を爲したる日の屬する會計年度内とす

第六條 銀行は商工大臣の承認を受け補償契約の種類、損失補償金額の限度又は補償手形を買取るべき營業所の變更を爲すことを得

第十五條 政府の銀行に對する損失の補償は補償契約に定むる損失補償金額の限度内に於て之を爲すものとす

第十六條 政府は補償手形の満期日に支拂ひを受くること能はざるに至りたる事由が銀行の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於ては補償の責に任せず

第十七條 輸出補償法第一條に依り指定する地或の中戰亂、恐慌等の爲取引上の危険特に大なりと認めらるるものあるときは商工大臣は銀行に對し其の地域に商品を生産する爲振出されたる補償手形の買取を一定の期間停止すべきことを命ずることあるべし

第十八條 補償契約を爲したる銀行が第九條の手續を爲したる後補償手形に關し本則に依り申請、請求其の他の手續を爲すときは其の書類に左の事項を記載すべし

一、補償契約の種類

二、手形の番號

三、振出人の氏名又は商號

四、支拂人の氏名又は商號

第二節 甲種補償契約

一〇二五

第十九條 甲種補償契約とは損失補償の割合が百分の七十なるものを謂ふ

第二十條 甲種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額(利附手形に在りては満期日までの利息を加算したるものとす)及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、引受條件の手形に在りては百圓に對し一日三厘四毛  
二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し一日一厘三毛  
第二十一條 前條の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に在りては銀行が商工大臣の承認を受け定むる日數又は其の日數に一覽後の期間を加算したるものとす

前項の規定は前條の利息を算出する場合に於て其の基礎となるべき期間に付之を準用す  
第二十二條 第二十條の補償料を算出する場合に於て補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるるときは銀行が其の手形を買取りたる時の電信爲替相場に依り其の金額を日本の通貨に換算するものとす

前項の建値なきときは第一項に依り換算は商工大臣の定むる率に依る

第二十三條 銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件に變更したるときは其の事實及年月日を記載したる届書に追納すべき補償料に關する計算書を添附し七日以内に之を商工大臣に提出すべし

第二十四條 銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の手形の満期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付第二十一條第一號の率に依り算出したる金額は同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十五條 甲種補償契約に基き補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付遅滞なく償還請求權其の他の手形上の權利の保全の爲必要なる手續を爲すべし  
第二十六條 甲種補償契約に依

る損失補償の請求は其の手形に付附屬物其の他の擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第二十七條 甲種補償契約に依り銀行が政府に對し損失補償の請求を爲さんとするときは補償を受けんとする金額及満期日に支拂を受くること能はざりし事由を記載したる請求書に損失に關する計算書及支拂拒絶證書の謄本其の他の支拂を受くること能はざりしことを證する書面を添附して商工大臣に之を提出すべし

第二十八條 補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の補償を受けんとする金額は満期日の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす  
第二十九條 第二十二條の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第三十條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が輸出補償法

第四條第一項但書に依り認可を受けんとするときは申請書に權利の行使に要する費用其の内譯並に其の行使に依りて得べき金額及全部又一部の償還又は支拂を受くるの見込なきときは其の事由を記載し商工大臣に之を提出すべし

第三十一條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を記載したる届書に第三十二條に依り政府に納付すべき金額に關する計算書を添附し遅滞なく之を商工大臣に提出すべし

第三十二條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額より左の各號に掲ぐる金額を控除したる殘額の百分の七十を政府に納付すべし  
一、該期日に支拂を受くること能はざりし金額に對する満期日以後補償日の前日迄の利息(補償前に其の金額に付一部の償還又は支拂ありたるときは其の日以後の期間に付いては其の殘額に對する利息)  
二、銀行が償還請求權其の他の

手形上の權利の行使の爲支出したる費用

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第三十三條 補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の支拂を受けたる金額は支拂を受けたる時の電信爲替相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす

第三十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第三十四條 第三十二條の場合に於て銀行の取得すべき金額又は政府に納付すべき金額の中既に取得し又は納付したるものとす

第三十五條 乙種補償契約とは損失補償の割合が百分の六十にして輸出補償法第五條第一號及第三號に該當する定あるものを謂ふ

第三十六條 輸出補償法第五條第一號の手形の振出人は輸出組合若し其の組合員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者なること、其の支拂人は銀行が豫め商工大臣の承認を受けたるものなることを要す

第三十七條 銀行が乙種補償契約

重要經濟法令及省令

約に基き補償手形を買取りたるときは第九條の書類の外注文ありたることを證する書面及振出人が輸出組合又は其の組合員に非ざるときは二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面を商工大臣に提出すべし

前項の二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面は既に他の手形に付之を提出したる場合に於ては其の事項に變更なき限り其の旨を表示し之を省略することを得

第三十八條 乙種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額(利附手形に在りては満期日までの利息を加算したるものとす)及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、引受渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付二厘、其の後の期間に付一日六厘六毛  
二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付八厘、其の後の期間に付一日三厘三毛

第三十九條 銀行が乙種補償契約に基きて買取りたる補償手形に

付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の手形の満期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付前條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十條第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第四十條 乙種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬物あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第四十一條 乙種補償契約に於て補償手形の満期日に支拂を受けること能はざるに至りたる事由が振出人の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於て銀行が政府より補償を受けたるときは銀行は損失補償金に相當する金額及之に對する補償日以後の利息に付遅滞なく償還請求權を行使すべし

但し償還請求權の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるるときは商工大臣の承認を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は前項の權利の行使に依りて

得たる金額より銀行が其の權利の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし

第三十條の規定は第一項但書の場合に、第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十二條 乙種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額より第三十二條第一項各號に掲ぐる金額を控除したる殘額の百分の六十を政府に納付し、百分の四十を銀行に於て取得すべし

但し銀行が其の損失に付既に全部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額を、一部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額の中より殘餘の損失を填補し尙殘額あるときは之を償還をなしたる者に返還するものとす

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す  
第四十三條 第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第二十七條乃至第三十一條、第三十三條及第三十四條の規定は乙種補償契約に關し之を準用す

第二章 約束手形に關する 補償契約

第四十四條 輸出補償法第七條の約束手形は「ソヴィエト」聯邦に商品輸出したる爲受取りたるものとす

第四十四條の二 銀行は左の約束手形を補償手形として買取ることを得ず

したる届書に其の手形、商品の輸出に關する船荷證券及送狀の各寫補償料に關する計算書並に第五十條の規定に依り準用する第八條の證明書を添附し七日以内(休日

一、補償契約の種類  
二、手形の番號  
三、銀行が手形を買取りたる年月日及其の營業所の名稱

月を超えざるときは銀行は其の新し手形を補償手形と爲すことを得

一、新し手形の番號  
二、書換の年月日  
三、新し手形の満期日

り満期日までの期間に付左の割合に依り算出したる金額を補償料として政府に納付すべし

第五十二條 第一條乃至第六條、第八條、第十條、第十二條乃至第十九條、第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十七條及第四十二條並に第四十三條の規定に依り準用する第二十五條

施行す

昭和八年省令第一號附則  
本令は公布の日より之を施行す

輸出補償法第一條の規定に依る域を左の通指定す

- 一、メキシコ、グアテマラ、サルヴァドル、ホンジュラス、英領ホンジュラス、ニカラガア、コスタリカ、パナマ、キューバ、ハイチ、ジャマイカ、その他中部亞米利加又は西印度諸島に屬する地域

重要經濟法令及省令

産繭處理統制法

(昭和十一年五月二十五日法律第九號)

第一條 養蠶者の依るべき繭の處理方法は地方の状況其他特別の事由に因り生繭の賣買取引を必要とする場合を除くの外左の各號に掲ぐるものとす

- 一、乾繭に依る賣買取引(乾繭取引)
- 二、收購前爲したる契約に基きて行ふ生繭の賣買取引(特約取引)
- 三、産業組合又は産業組合聯合會に依り行ふ製絲加工(組合

製絲

四、前各號に掲ぐるもの、外勅令を以て定むる方法

第二條 道府縣は命令の定むる所に依り繭の品位に付檢定を行ふべし前項の規定に依る繭の檢定に關し必要な費用は道府縣の負擔とす但し國庫は勅令の改むる所に依り豫算の範圍内に於て道府縣に對し其の檢査施設に要する經費の二分の一以内を補助することを得

第四條 特約取引を爲さんとする者は行政官廳の認可を受くべし前項の認可に關し必要な事項は命令を以て之を定む



條第二號に掲ぐる者に付ては之を適用せず

第六條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

一、第三條の規定に違反したる者

二、第四條の認可を受けずして

特約取引の契約を爲したる者

第七條 養蠶者、養蠶實行組合、

繭の處理を爲す産業組合其の他の法人、繭の賣買若は取引を業とする者又は製絲業者は其の代理人、

戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第八條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第九條 第五條の規定に依る行政官廳の命令に違反したる者は百圓以下の過料に處す

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料に之を準用す

第十條 本法は命令を以て定むる繭の處理に付ては之を適用せず

附則 本法施行の期日は各規定に付勅令を以て之を定む

### 絲價安定施設法

第一條 本法は生絲の價格の異常なる騰貴又は低落の防止を圖り繭絲業の安定及發達を期することを目的とす

第二條 製絲業者は絲價の安定を圖り繭絲業の改善發達を期する目的を以て主務大臣の認可を受け

發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

令を以て規定する者を除くの外本法の適用に付ては之を製絲業者と看做す

前項の場合に於ては主務大臣は組合設立の旨、主たる事務所所在地並に理事長及副理事長の氏名及住所を告示すべし、其の告示したる事項に變更ありたるるとき亦同じ

前項の場合に於ては主務大臣は組合設立の旨、主たる事務所所在地並に理事長及副理事長の氏名及住所を告示すべし、其の告示したる事項に變更ありたるるとき亦同じ

第九條 絲價安定施設組合成立したるときは製絲業者は總て其の組合員とす

第十條 絲價安定施設組合は命令の定むる所に依り輸出生絲取引法第一條の輸出生絲問屋及生絲輸出業者並に本法施行地域外に於ける製絲業者を組合員と爲すことを得

第十一條 絲價安定施設組合は命令の定むる所に依り一定の價格(賣渡價格)に依る買入の申込又は一定の價格(買入價格)に依る賣渡の申込に應じて生絲の賣渡又は買入を爲すものとす

第十二條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第十三條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第十四條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第十五條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第十六條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第十七條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第十八條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第十九條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十一條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十二條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十三條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十四條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十五條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十六條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十七條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十八條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第二十九條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十一條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十二條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十三條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十四條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十五條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十六條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十七條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十八條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第三十九條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

第四十條 賣渡價格及買入價格は勅令を以て定むる所の範圍内に於て勅令の定むる所に依り競争纖維の價格、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定む

定む絲價安定委員會の組織及權限は勅令を以て之を定む

第十三條 絲價安定施設組合は第十條に掲ぐる事業の外左の事業を行ふことを得

一、組合員の生絲の共同保管

二、組合員の事業に關する統制

三、組合員の事業の改善に關する施設

四、組合の行ふ事業に要する費用に充つる爲の積立金の造成

五、前各號に掲ぐるもの、外組合の目的を達成するに必要なる施設

第十四條 絲價安定施設組合は生絲の市價が勅令を以て定むる價格以下に低落したる場合に限り生絲の共同保管を行ふことを得

第十五條 生絲の市價が前條の規定に依る價格以下に低落したる場合に於て主務大臣必要ありと認むるときは絲價安定委員會に諮問して絲價安定施設組合に對して其の組合員の生絲の共同保管を行ふべきことを命ずることを得

第十六條 絲價安定施設組合は依り生絲の共同保管を行ひたる時は政府は勅令の定むる所に依り組合に對し其の所有する生絲を交付することを得

第十七條 絲價安定施設組合は第十條に規定する場合及勅令を以て規定する場合を除くの外生絲の賣渡又は買入を爲すことを得ず

第十八條 絲價安定施設組合は定款の定むる所に依り其の組合員に對し經費を分賦し及過怠金を徴收することを得

第十九條 絲價安定施設組合の經費又は過怠金を滞納する者ある場合に於て其の理事長の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於て絲價安定施設組合は其の徴收金額の百分の四を市町村に交付すべし

第二十條 市町村が前項の請求を受けた日より三十日以内に其の處分に著手せず又は九十日以内に之を結了せざるときは理事長は主務大臣の認可を得て之を處分することを得

第二十一條 此の場合に於ては町村制第一百一十一條第一項及第四項の規定を準用す前二項に規定する徴收金の先取特權の順位は市町村其他之に準ずべきもの、徴收金に次ぎ其の時効

令を以て規定する者を除くの外本法の適用に付ては之を製絲業者と看做す

第四條 製絲業者絲價安定施設組合を設立せざる場合に於て主務大臣必要ありと認むるときは製絲業者に對し絲價安定施設組合の設立を命ずることを得

前項の規定に依り設立を命ぜられたる者命令の定むる所に依り設立の認可を申請せざるときは主務大臣は定款の作成其他設立に關し必要な處分を爲すことを得

第五條 絲價安定施設組合は法人とす

第六條 絲價安定施設組合の地區は全國の區域に依る

第七條 絲價安定施設組合の名稱中には絲價安定施設組合なる文字を用ふべし

本法に依り設立したる絲價安定施設組合に非ざれば其の名稱中に絲價安定施設組合たることを示すべき文字を用ふることを得ず

第八條 絲價安定施設組合は設立の認可ありたる時又は第四條第二項の規定に依りて定款の作成ありたる時成立す

第九條 絲價安定施設組合は命令の定むる所に依り一定の價格(賣渡價格)に依る買入の申込又は一定の價格(買入價格)に依る賣渡の申込に應じて生絲の賣渡又は買入を爲すものとす

### 改廢

四、事業報告及收支決算

五、借入金

六、基本財産の造成、管理及處分

七、定款の變更

八、役員を選任及解任

前項第一號乃至第三號及第五號乃至第八號に掲ぐる事項の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣生絲の共同保管及其の解除の決議の認可を爲さんとする場合に於ては絲價安定委員會に諮問することを要す

第二十四條 絲價安定施設組合に左の役員を置く

理事長 一人

副理事長 一人

理事 數人

評議員 數人

役員は組合員又は組合員たる法人の役員中より之を選任す、但し理事長及副理事長は其の他の者より之を選任することを妨げず

第二十五條 主務大臣は絲價安定施設組合に對し組合の事業に關する報告を爲さしめ、組合の業務執行又は財産の狀況を検査し、定款、收支豫算又は經費の分賦收入

重要經濟法令及省令



重要經濟法令及省令

権限を有する店舗管理人を選任することを得ること(下略)

第十三 店舗管理人は本法及本法に基きて發する命令の適用に付ては店主に代るものとすること

第十四 店主又は第十三の規定により店主に代る者第二項第一項第五、第七第一項、第二項又は第八第一項の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金又は科料に處すること

第十五 正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み、妨げ若は忌避し又はその尋問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者は、三百圓以下の罰金又は科料に處すること

第十六 店主又は第十三の規定に依り店主に代る者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者にして本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざることを以て其の處罰を免るゝことを得ること

第十七 本法及本法に基きて發する命令は市及第一の規定に依り主務大臣の指定する町村に於て營業を目的とせざる物品販賣又は理容の事業を爲す店舗に之を準用すること

- 一 金屬及其の原料
  - 二 黒鉛、硼砂、石棉及雲母
  - 三 機械器具及其の部分品
  - 四 自動車其の他の車輛及其の部分品
  - 五 電線及電柱
  - 六 電極
  - 七 研磨材料
  - 八 耐火煉瓦
  - 九 硝子
  - 十 石油及其の容器
  - 十一 石炭、コークス及木炭
  - 十二 棉花、羊毛、麻及ステール
  - 十三 絹(生絲を除く)及織物
  - 十四 被服
  - 十五 紙類
  - 十六 染料、顔料及塗料
  - 十七 工業藥品
  - 十八 醫藥其の他の衛生材料
  - 十九 油脂
  - 二十 肥料及飼料
  - 二十一 生ゴム及ゴム製品
  - 二十二 パルプ
  - 二十三 皮革及其の製品
  - 二十四 麥及小麥粉
  - 二十五 砂糖
  - 二十六 建築材料
- 第二條 商工大臣又は地方長官は前條の處分に關係ある事項に付重要經濟法令及省令

第十八 本法は汽車、汽船、その他の交通機關内に於ける店舗及び露店に之を適用せざること

絹織物表示令

商工省令第二號  
絹織物表示に關する件左の通定む  
昭和十二年四月五日  
商工大臣 伍堂 卓雄

第一條 本令に於て絹織物と稱するは絹絲のみを以て製織したる織物(絹絲又は綿絲以外の物品を摺ひ又は刺繻其の他の加工に使用したるものを含む)を謂ふ  
絹絲以外の物品を耳又は織端に使用したるものと雖も其の他の部分に前項の織物に該當するときは之を絹織物と看做す  
第二條 本令に於て絹絲と稱するは本絹絲、節絲、野蠶絲、野蠶節絲、紬絲、絹紡紬絲を除く絹紡績絲(家蠶又は野蠶の織維以外の織維を混紡したるものを除く)及野蠶紡績絲(家蠶又は野蠶の織維以外の織維を混紡したるものを除く)を謂ふ

行政官廳は物品販賣業を爲す露店につき終業すべき時刻を定むることを得ること

第三條 絹織物に非ざる織物を製造又は販賣する者は織物又は其の外装に純絹、本絹、天絹、正絹全絹其の他絹織物たることの表示を爲すことを得ず

第四條 前條に掲ぐる者絹織物に非ざる織物又は其の外装に羽二重、縮緬、錦紗、御召、明石、壁銘仙、紬、鹽瀬、斜子、八橋、獅子、古濱、絲織、節織、高貴、市樂、八端、透綾、八丈、琥珀、博多、濡珍、綴子、厚板、錦、唐織米琉、結城、大島、仙臺平、山邊里平、五泉平、曾代、自畝、畝織ジョーゼット、スパンクレープ、ダフタ、セヤルムーズ、シフオンパレス其他通常絹織物に使用せらるゝ名稱又は絹織物と認めらるゝ

第五條 法人の代表者又は法人若は人の代理人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して前條の違反行為を爲したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前條の罰金を科す  
附則  
本令は公布の日より之を施行す

一〇三四

名稱又は絹織物と認めらるゝ處ある名稱を表示せんとするときは使用原絲の名稱又は交織物たることを併せて表示すべし

第五條 前二條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す  
第六條 本令は幅九釐未満又は長二百二十五釐未満の織物に就ては之を適用せず  
附則  
本令は昭和十二年十月一日より之を施行す

暴利取締令

商工省令第十號  
大正六年農商務省令第二十號左の通改正す  
昭和十二年八月三日

農林大臣 伯爵 吉野 信次  
第一條 暴利を得るの目的を以て左に掲ぐる物品の買占若は賣借を爲し若は爲さんとし又は賣借を得て左に掲ぐる物品を販賣し若は販賣せんとする者と認めるときは商工大臣又は地方長官は期間を定めて其の行為を爲すべからざる旨を戒告し且必要と認めるときは同一物品の買買に付條件を附することを得

追補

輸出入品等に関する臨時措置に關する法律

(昭和十二年九月九日)  
法律第九十二號

報告を徴し又は前條に掲ぐる物品の販賣業者に對し其の販賣價格の表示を命ずることあるべし  
第三條 第一條に掲ぐる物品中木炭、肥料、飼料、麥及建築材料たる木材に付商工業者及其の團體以外の者に對し前二條の處分を爲す場合は於ては同條中商工大臣とあるは商工大臣及農林大臣とす  
第四條 第一條の戒告に違反して買占賣借若は販賣を爲し又は戒告に附したる條件に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す  
第二條の命令に違反して報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は販賣價格の表示を爲さず若は虚偽の表示を爲したる者は拘留又は科料に處す  
第五條 法人の代表者又は法人若は人の代理人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して前條の違反行為を爲したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前條の罰金を科す  
附則  
本令は公布の日より之を施行す

一 命令の定むる所に依り當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限を爲すこと  
二 當該物品又は之を原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し必要な命令を爲すこと  
第三條 政府は第一條の制限若は禁止又は前條の命令若は處分に關係ある事項に付報告を徴し又は帳簿其の他の検査を爲すことを得  
第四條 第一條の規定に依りて爲す制限又は禁止に違反して輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す  
前項の場合に於ては輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物品にして犯人の所有し又は所持するものを沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得  
第五條 第二條の規定に依る命令若は處分又は其の命令に基きて爲す處分に違反したる者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す  
第六條 第三條の規定に違反し

重要經濟法令及省令  
報告を爲さず、虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は六月以下の禁錮又は三千元以下の罰金に處す本法に基きて發する命令に依り政府に提出する許可の申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲したる者亦同じ

第七條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關し前三條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前三條の罰金刑を科す

第八條 本法の罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す本法施行地に住所を有する人又は其の代理人、使用人其の他の従業

一〇三六  
者が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ  
附則  
本法は公布の日より之を施行す本法は支那事變終了後一年内に之を廢止するものとす

日本紡織年鑑 終り

昭和十三年版 日本紡織年鑑 定價金拾貳圓

昭和十二年九月廿五日印刷  
昭和十二年十月一日發行

東京市日本橋區堀留町二丁目八番地

日本紡織通信社

編纂兼發行者

池

田

清

印刷者

東京市麴町區九段一丁目四番地

海

野

助

東京市日本橋區堀留町二丁目八番地

發行所

日本紡織通信社

電話浪花(67)一九六六・三八二三  
振替口座東京四〇四七四番

創刊以來二十年、本邦紡織界に於ける  
最も信用ある専門紙



購読料 (一ヶ年前金十五圓  
半ヶ年前同 八圓)

權威ある毛糸界の羅針盤



購読料 一ヶ年前金二十圓

(刊日)

(刊夕)

申込所 左記日本紡織通信社本社及各支局、出張所

- 東京本社 東京市日本橋區堀留町二ノ八  
電話浪花(67)一九六六・三三二  
振替口座東京四〇四七四番
- 名古屋支局 名古屋市東區大津町三ノ一  
電話東(4)三〇七三番
- 神戸出張所 神戸市加納町五丁目三宮驛前ビル  
電話三宮三六七七番
- 兩毛出張所 桐生市小曾根町一丁目
- 關西支部 大阪市東區備後町三ノ三  
電話本町(24)六〇八番
- 京都支局 京都市烏丸通大阪町三七二  
電話下(5)四四四〇番



株式會社 渡邊郁二商店

京都・東京

清新百貨の集ふ舗  
**伊勢丹**



東京・新宿

代表電話

四谷(三五)  
 六六一一  
 二一八〇  
 六一七五  
 〇〇一〇



土・日・祭日  
 夜間營業  
 月曜週休

銀座 浅草 横濱

**御買物は**

**松屋**



實質本位の  
デパート

弊店は常に「良い品をより安く」の一貫した信条のもとに  
皆様に御奉仕申し上げて居ります。経済的なお買物なら、  
御満足を頂けるお買物なら、どうぞ當店で……御引立の程を

後五  
川品 **トーパテ** 京東  
トーパテ屋菊分馬高・トーパテ屋菊分池・店分兒鶴・店分田蒲



横濱  
全野澤屋

後四



君古屋織物同盟會

- 分 株 式 糸重商店
- 本 株 式 春日井商店
- 株 式 瀧兵商店
- 株 式 瀧定合名会社
- 株 式 谷健商店

イロハ順

京 西 吳 服 物 問 屋  
陣 織 品 麻 製 品  
人 絹・スフ・麻 製 品

# 三合株式安藤商店

京都店 京都市東洞院高辻  
電話代表下(八五八一番) 八五八二・八五八三・八五八四・八五八五  
電話特長下(八五八三番) 八五八四・八五八五  
電話下(八五八三番) 八五八四・八五八五  
振替口座大阪一〇〇〇三番  
振替口座京都一〇〇〇三番  
受信略號(キヨト・ヤマサンアンド)  
東京店 東京市日本橋區堀留町二丁目六ノ三  
電話浪花四一二九番・一五五九番  
振替口座東京六八四二七番

大連出張所 大連市西公園町四七番地  
電話本局(2)一九三〇番  
奉天出張所 奉天琴平町一〇番地  
電話長三二二六番



紅伊藤忠商事株式會社

大阪市東區安土町二丁目

支店

出張所

東京・名古屋・上海・青島  
天津・漢口・京城・大連  
奉天・新京・哈爾濱・孟買  
甲谷陀・セマラン

宮川毛織株式會社

本社 三重縣度會郡小俣町

電話 山田 三二七番

營業所 大阪市東區安土町四丁目

電話 本町 一四六八番

錦華  
紡績人絹毛系  
株式會社

毛糸、モスリン

共立モスリン株式會社

千葉縣市川市中山



日本ウルツ絹糸株式会社  
ウルツ絹糸株式会社  
一手販賣會社

東京出張所 東京市日本橋區室町二丁目  
室町三和ビル七階 電話日本橋(24)一〇〇六番

桐生配給所 桐生市新宿通一丁目  
電話桐生二五三四番

八王子配給所 八王子市八日町  
電話八王子一〇三番

丹後配給所 京都府竹野郡網野町野山通  
電話網野一二九番

小松配給所 石川県能美郡小松町  
電話小松八七四番

人絹及ステープル、ファイバー製造  
鳥飼工場

ウルツステープルファイバー紡績  
高岡工場

高級人絹織物製造  
小杉工場

本社所在地 大阪市北區會根崎上二丁目共同ビル

電話北(36)3420-3424番



モスリン生地、紡毛絲




栗原紡織會名會社

東京市本所區橫川橋五丁目

營業種目

高級艷消人造絹糸  
ステープル・ファイバー

取締役社長 金光庸夫  
專務取締役 青木一葉

 日本人造羊毛株式會社

東京市麴町區內幸町一丁目三番地  
電話銀座四九二二番

大阪事務所 大阪市東區北濱四丁目安田ビル  
電話北濱一八六七・三九一六番  
工場 大分市大分豊河原  
電話大分二二四四・一五一〇番

製品

人綿……………トービス  
人綿糸……………東邦

社長 後宮信太郎

 東邦人造纖維株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内二丁目昭和ビル  
電話丸ノ内九〇七・三〇三三番  
出張所 大阪市東區伏見町五丁目日本徴兵館  
電話北濱四〇七〇・四〇七一番  
工場 德島縣板野郡北島村高房  
電話德島二八九一・北島四番

高級  
人織

日光

取締役社長 木村 徳兵衛  
常務取締役 林 田 操  
常務取締役 木村 球四郎



日本人造纖維株式會社

本社・工場前 橋 市 岩 神 町(電話前橋一四三・一四四番)  
東京出張所 東京市深川區佐賀町一丁目(電話本所六八八五・二一〇一番)  
名古屋出張員 名古屋市西區本重町一丁目(電話本局三四八四・三四八五番)  
神戸出張員 神戸市兵庫區湊町一丁目(電話湊川三六三四・三六三五番)



日清紡績株式會社

社長 宮島清次郎



日清紡績株式會社

所 業 營  
町 花 浪 區 橋 本 日 市 京 東

製 品

人造絹糸 普通糸  
白富士マルチ(超艶消)  
富士マルチ(艶有・艶消)  
ステープル・ファイバー各種  
取締役社長 町田徳之助  
専務取締役 下郷豊彦

# 東京人造絹糸株式會社

本社 東京市日本橋區大傳馬町二丁目 出張所 大阪市東區備後町二丁目 工場 吉原工場 静岡縣吉原町  
電話浪花一一九一四番 電話本町三四一六番 沼津工場 静岡縣沼津市

營業種目

人造絹糸・ステープルファイバー・人絹織布

# 富士纖維工業株式會社

本社 東京市日本橋區本町二丁目 電話日本橋一八一六番 工場 静岡縣富士郡富士町

# 旭ベンベルグ絹絲株式會社

天絹光澤ベンベルグ絹絲 旭 マ ル チ  
眞珠光澤 マテザ 旭 マ ル チ 艶消  
超号纖維ベンベルグマルチ ステープルファイバー

本社並 大阪市北區宗是町  
營業所

五 場 宮崎縣延岡市  
滋賀縣大津市



Parama Fil  
Paramount  
Paramax

日東紡績株式會社

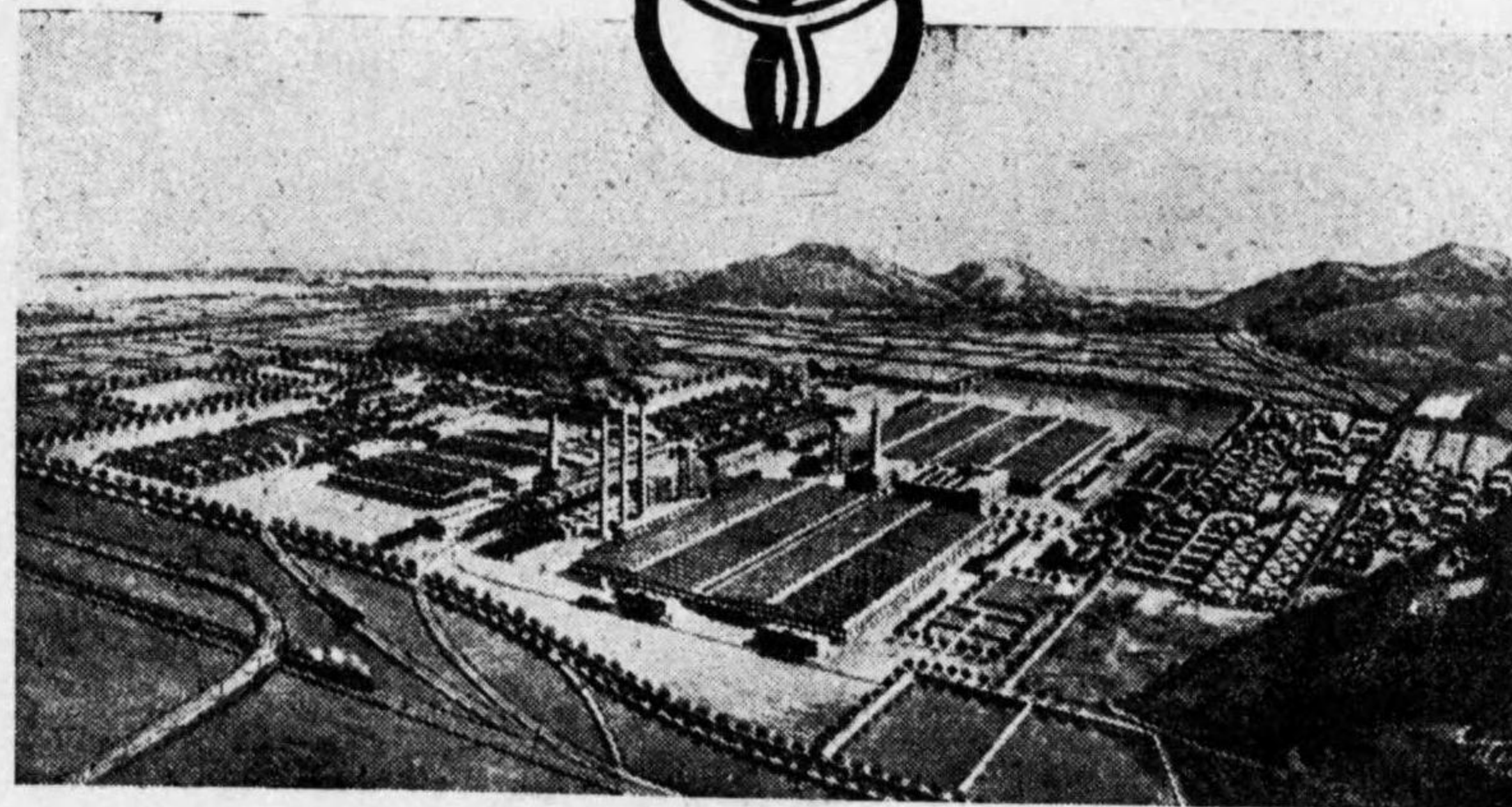
製 品

人織、人織糸、人織織物、絹紡糸  
混紡糸、細糸、富士絹、混紡富士絹  
生糸、純絹布、綿糸、綿布  
硫酸、二硫化炭素、芒硝、硫化曹達

總務部 福島縣 郡山市

東京營業所  
大阪營業所  
工場

京橋區京橋三ノ二片倉ビル  
東區北浜二ノ九〇片倉ビル  
福島、福島第二、郡山、郡山第二、  
郡山第三、宮久山、新瀨、金沢、  
名古屋、伊丹、



製 品

人造絹絲

普通絲  
東洋マルチ(艶有・艶消)  
マツトヨー(超艶消)  
セルトヨー(空洞絲)

ステーブル・ファイバー各種

東洋レーヨン株式會社

本 社 東京市日本橋區室町二丁目

工 場 大津市石山北大路町

總代理店 三井物產株式會社


東京・横濱・福井・神戸・名古屋・金澤・大阪・京都・舞鶴



14.4

816



  
 株式會社  
**伊藤萬商店**  
 大阪市東區本町四丁目



株式會社  
**三菱銀行**

東京市麴町區丸ノ内貳丁目五番地

資本金 壹 億 圓  
 諸積立金 五千六百九拾萬圓

電話 丸ノ内 (23)

二二三一 (代表番號)  
 二二四一 (代表番號)  
 長二三三九 (長距離代表番號)  
 〇〇三一 (宿直用)

支店出張所

永代橋支店	丸ノ内支店	丸ノ内第二支店	日本橋支店
四谷支店	駒込支店	日本橋通町支店	神田支店
品川支店	大森支店	虎之門支店	京橋出張所
大阪支店	中之島支店	船場支店	大阪南支店
神戸支店	三宮支店	京都支店	名古屋支店
小樽支店	上海支店	大連出張所	倫敦支店
紐育支店			

終